

静岡県議会議員選挙公報発行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第64号

静岡県議会議員選挙公報発行条例の一部を改正する条例

静岡県議会議員選挙公報発行条例（昭和27年静岡県条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文<u>2通</u>を添えて、県の選挙管理委員会に対しその指定する期日までに、文書で申請しなければならない。</p>	<p>第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添えて、県の選挙管理委員会に対しその指定する期日までに、文書で申請しなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。